

三郷市立中学校

学校部活動の在り方に関するガイドライン



令和5年9月

三郷市教育委員会

指導課・学務課

目 次

本ガイドライン策定の趣旨等	1
---------------	---

学校部活動

1 適切な運営のための体制整備	2
(1) 学校部活動に関する方針の策定等	2
(2) 指導・運営に係る体制の構築	2
2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進	3
3 適切な休養日等の設定	4
4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備	4
5 事故防止等	5
6 学校部活動の地域連携	5
7 備考	5

本ガイドライン策定の趣旨等

- 学校の部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が、自主的・自発的に参加し、学校教育の一環として、教師の献身的な支えにより、スポーツ・文化芸術振興を担ってきた。
また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、生徒指導上の課題解決や学習意欲の向上、自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきた。
- 一方で、少子化や学校の働き方改革が進み、現在の部活動数を維持することはもちろん、専門・専門外を問わず、教員がボランティア的に部活動を指導するには限界を迎えている。
令和2年3月改定「三郷市立小・中学校教育環境整備計画」では、令和25年度の本市中学校生徒数は、令和5年時点と比較し、およそ600人の減少が見込まれている。
- こうした中、平成30年にスポーツ庁及び文化庁が「部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定して以降、平成31年・令和元年に、中央教育審議会や国会から、学校における働き方改革等の観点を含め、部活動を学校単位から地域単位の取組とするべきことが指摘された。これを受け、スポーツ庁及び文化庁から、令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図ることが示された。
- 令和4年12月には、スポーツ庁及び文化庁から、学校部活動の地域連携並びに地域の運営団体・実施主体による地域クラブ活動への移行について、新たに「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が示された。
- 学校部活動の地域クラブ活動への移行については、指導者の確保、活動中の生徒指導上の対応、事故や怪我が発生した際の責任の所在、施設・用具の管理、受益者負担による保護者負担の増大等、様々な課題があり、すぐに地域クラブ活動に全面移行することは大変難しい。当分の間は、学校部活動と地域クラブ活動が共存する中で、「できることから」「必要なところから」地域クラブ活動へ移行していくことが望ましい。
- 本ガイドラインは、国や県が示す部活動及び地域クラブ活動に係るガイドライン(指針)を踏まえ、少子化の中でも将来にわたり、本市の生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目指し、学校部活動が生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方について示すものである。
- なお、地域クラブ活動に係るガイドラインについては、別に示す予定である。

学校部活動

学校部活動は、教育課程外の活動であるが、学校教育の一環として実施されている。

学校部活動の設置・運営は学校の判断で行われるものであり、実施する場合には、その本来の目的が十分に果たされるよう、活動内容等について以下に示す。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 学校部活動に関する方針の策定等

ア 校長は、三郷市教育委員会が策定した三郷市立中学校「学校部活動の在り方に関するガイドライン」に則り、毎年度、「学校部活動の在り方に関する方針」を策定する。部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

イ 校長は、前記アの「学校部活動の在り方に関する方針」を、学校のホームページへの掲載等により公表する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、教師だけでなく、外部指導者など適切な指導者を確保していくことに努め、生徒や教師の数、外部指導者の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から、円滑に学校部活動を実施できるよう、適正な数の学校部活動を設置する。

イ 校長は、教師を部活動顧問に決定する際は、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や本人の抱える事情、外部指導者の配置状況等を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制を構築する。

ウ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、学校部活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ・文化芸術活動を行い、教師の負担が過度とならないよう持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。

エ 三郷市教育委員会及び校長は、教師の学校部活動への関与について、法令や「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和2年文部科学省告示第1号）に基づき、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

オ 三郷市教育委員会は、各学校の生徒や教師の数、外部指導者の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員の任用を検討する。部活動指導員が十分に確保できない場合には、校長は、外部指導者を配置し、必ずしも教師が直接休日の指導に従事しない体制の構築に努める。

カ 三郷市教育委員会は、部活動指導員等の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、学校部活動の位置付け、教育的意義、生徒の

発達段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生時の対応を適切に行うこと、体罰（暴力）やハラスメント（生徒の人格を傷つける言動）は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

適切な指導の実施

ア 校長、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、学校部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防や文化部活動中の障害・外傷の予防、バランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する。

特に運動部活動においては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則った指導を行う。三郷市教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 運動部活動の部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、スポーツ医・科学の見地から、トレーニング効果を得るために休養等を適切に取る必要があること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

ウ 文化部活動の部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養等を適切に取る必要があること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的な練習・活動の積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

エ 部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、生徒の運動・文化芸術等の能力向上や、生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を培うとともに、生徒がバーンアウトすることなく、技能の向上や大会等での好成績等それぞれの目標を達成できるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図った上で指導を行う。その際、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

ア 運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、以下を基準とする。

	休 養 日 の 基 準			活動時間の基準
学期中	週当たり2日以上	平日	少なくとも1日以上	長くとも2時間程度
		週末	少なくとも1日以上	長くとも3時間程度
長期休業中	学期中に準じる			長くとも3時間程度

*週末とは、土曜日及び日曜日を指す。

- ・朝の練習は、原則として実施しない。
- ・週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ・長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、学校部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- ・活動時間については、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

イ 文化部活動における休養日及び活動時間についても、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、学校部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、同様とする。

ウ 校長は、「学校部活動の在り方に関する方針」の策定に当たっては、前記アの基準を踏まえるとともに、三郷市教育委員会が策定したガイドラインに則り、学校部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

エ 休養日及び活動時間等の設定については、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体の学校部活動の休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めること等を各校で検討し、設定する。

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

ア 校長は、学校の指導体制等に応じて、性別や障害の有無を問わず、技能等の向上や大会等で好成績を収めること以外にも、気軽に友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様なニーズに応じた活動を行うことができる環境を整備する。

イ 三郷市教育委員会は、単一の学校では特定の分野の学校部活動を設けることができない場合や、外部指導者等が配置できず、指導を望む教師もいない場合には、生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会が損なわれることがないよう、当面、複数校の生徒が拠点校の学校部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

ウ 校長は、運動、歌や楽器、絵を描くことなどが苦手な生徒や障害のある生徒が参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術等に親しむことを重視し、一人一人の違いに応じた課題や挑戦を大切にすることや、過度な負担とならないよう活動時間を短くするなどの工夫や配慮をする。

エ 三郷市教育委員会及び校長は、学校部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにするとともに、その活動日数や活動時間を見直し、生徒が希望すれば、特定の種目・部門だけでなく、スポーツ・文化芸術や科学分野の活動や地域での活動も含めて、様々な活動を同時に経験できるよう配慮する。

5 事故防止等

ア 環境省や気象庁から、熱中症警戒アラートが発表された場合には、暑さ指数等を注視し、暑さ指数（WBGT）が31℃を超える場合は、原則として運動を中止する。

また、気温が35℃を超える場合も、原則として運動を中止する。

なお、徒歩又は自転車による登下校中における熱中症事故等にも十分配慮する。

イ 落雷の予兆や落雷注意報が発令された場合は、躊躇なく活動を停止する。

ウ 部活動内で、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大が見られる場合には、必要に応じて活動を停止する。

6 学校部活動の地域連携

ア 三郷市教育委員会及び校長は、学校や本市の実態に応じて、地域のスポーツ・文化芸術団体との連携や民間事業者の活用等により、保護者の理解と協力を得て、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・文化芸術の環境整備に努める。

その際、行政、学校、スポーツ・文化芸術団体等の関係者が現状や課題を共有し、今後のスポーツ・文化芸術環境の在り方等を協議する場を設け、検討を進める。

イ 三郷市教育委員会及び校長は、休日に限らず平日においても、できるところから地域のスポーツ・文化芸術団体等と連携して活動する日を増やすよう検討する。

7 備 考

本ガイドラインの策定をもって、平成30年10月策定「三郷市部活動の在り方に関する方針」は廃止する。